

## 給付型奨学金採用候補者「推薦基準」

石川県立七尾高等学校

平成 29 年 7 月 12 日

### 1. 家計について

- 住民税非課税世帯、生活保護世帯、社会的養護を要する者すべてを対象とすること。
  - ・ 推薦者の選考対象者であることの確認方法
    - ① 生活保護世帯、社会的養護を要する生徒を把握する。
    - ② 3年生全員に給付型奨学金の案内プリントを配布し、希望する生徒は所得証明書ではなく、納税証明書の提出により所得割が0円であることを確認する。

### 2. 人物について

- 出席状況、友人関係、学校行事、部活動、学習に対する取り組み姿勢が給付奨学生としてふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。
  - ※ 部活動は自営業の手伝い等で、積極的に参加できていない事情を十分考慮する。

### 3. 健康状態について（障害のある者を除外する事項ではない）

- 学校保健安全法第13条による定期健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること。

### 4. 学力及び資質について

- 下記のいずれかの要件を満たしていること。
  - ① 本校の教育目標学習成績について、評定平均値は3.0以上である。
    - ※ 社会的養護を必要とする場合は、評定平均は3.0以上としない。
  - ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収めている。

以上4つの要件を踏まえ、選考会議により推薦者を選考する。

### その他

- ・ 社会的養護を必要とする者を推薦枠に含めない。
- ・ 既卒者の希望者も同様の手順により、同じ会議で協議する。
- ・ 選考会議の委員構成
  - 校長、副校長、教頭、事務長、主幹教諭（進路主任）、総務主任、教務主任、生徒課主任、各学年主任（3名）、3年担任（6名）、進路課（4名）